

「取締役会議事録の電子化への道のり」

一 目次 一

- 第1回 社内文書の電子化 商法改正による解禁～電子文書法の制定
- 第2回 電子化導入の進捗と課題
- 第3回 取締役会議事録と電子署名①

(今回と次回は、議事録への取締役の「署名」についてその法的位置付けと実務的な方法について検討する。)

第3回 取締役会議事録と電子署名①

平成27年5月20日

牧野総合法律事務所弁護士法人

弁護士 牧野二郎

<取締役会議事録の電子化の基盤>

取締役会の議事録は書面もしくは電磁的記録で作成しなければならないとされるが、その作成は3つに分類することができる。取締役は、取締役会終了後、その議事内容を確認して、議事録に署名押印等することとなる。

(1) 紙の場合

従来通り、出席取締役、監査役は、取締役会が終了した後、その議事を記録した書類(議事録案)の回覧・回付を受けて、記載内容を確認の上、順次、署名乃至記名押印したうえで、会社においてそれを保管し、本店に備え付けて置くこととなる(会社法第369条第3項、第371条第1項)。

この場合の押印する印鑑についての特別な定めはないので、日常的に使用する、いわゆる三文判でもかまわないものと考えられている。ただ、代表取締役の選任等登記申請を行う場合には、実印登録がなされた印鑑で押印し、印鑑証明書の添付が必要となる(商業登記規則第61条第4項第3号)。

(2) 電磁的記録による場合

電磁的記録で作成される場合には、取締役会終了後、取締役会の議事録案が電子ファイル形式で電子的データとして作成され、その電子データが各取締役、監査役に電子メール等により一斉に配信され、あるいはWEBデータとして表示され、ダウンロード等により取締役が取得し、その電子データに対して、出席した各取締役の全員が「法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置」すなわち電子署名をすることとなる(会社法施行規則第225条第1項本文、第1項第6号)。取締役、監査役は、予め自ら電子証明書を取得しておき、それを使用して署名(電子署名)しなければならない。

なお、商業・法人登記のオンライン申請を行う場合には、法務省所定の電子証明書に限定されることになり、代表者については商業登記認証局の発行する電子署名を利用して電子署名することが求められ、他の取締役については政府の定める認定認証局の電子証明書を利用して電子署名することが求められる。

(3) 電子化文書（アナデジ変換）の場合

基本は（1）の書面形態で作成し、出席取締役、監査役が署名又は記名押印して完成させて（会社法第369条第3項）完成させた議事録を、スキャニングして、PDFなど電子文書化して、電磁的記録として保存、備え置きすることが可能となる（会社法施行規則第231条、第232条第1項第13号、第233条 電子文書法第3条第1項）。この紙文書で作成された議事録を、スキャニングして電磁記録として保存、備え置くことは会社法施行規則第233条により予定されている（郡谷・商事法務1662号72頁、会社法規則コンメンタール1220頁）。

<電磁的記録への電子署名>

電子取締役会議事録への電子署名

電磁的記録として作成された取締役会議事録に対しては、各取締役、監査役の「署名又は押印に変わる措置」が必要となる（会社法第369条第4項）ところ、「法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。」（会社法施行規則第225条第6号）としたため、各自の電子署名による同意を示す必要がある。

法律上の電子署名

電子署名はこのように利用されるものであるが、法律の規定では概ね以下の通りとされる。

会社法施行規則第225条第2項

「前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」

この規定は、電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年5月31日 法律第102号））に規定されている所であり、当該規定を踏襲する形になっている。

電子署名法は、より正確に、以下のように規定する。

「第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供

されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。」

電子署名とは、署名結果を言うことが多いが、作業そのものを意味する場合や、制度そのものを意味することもあり、証明書と署名との関係も難しいため、言葉の混乱を避けるため、以下、簡単に整理しておく。

電子署名を行うためには、

ア（事前準備）

- ① 電子署名を使用しようとする取締役、監査役らは、認証局（CA：Certificate Authority）と呼ばれる組織（事業者、地方公共団体など）に対し、本人確認書類を添えて電子証明書の申請を行う必要がある。
- ② 取締役らから申請を受けた認証局は、添付書類を点検し、申請者の本人確認を実施したうえで、その情報を認証局として登録、記録する（RA 業務：Registration Authority）。
- ③ 認証局は、申請に基づいて、鍵（1対の公開鍵及び秘密鍵）を生成し、登録された本人確認情報と鍵情報（公開鍵）を結合させ、管理する（IA 業務：Issuing Authority）。
- ④ 認証局は、完成した鍵ペア（ア：本人確認情報に基づいて公開鍵と本人とを結合させた情報：公開鍵証明書＝電子証明書、及び イ：公開鍵とペアとなった秘密鍵＝非公開鍵）を、本人限定郵便によるか、直接交付するかにより、本人確認による確認された本人に配送、交付する。

イ（使用方法）

- ① 取締役、監査役などが、取締役会議事録に同意を示そうとする場合には、署名対象となる議事録＝電子文書化データを呼び出して、手元のPC上に表示させる。
- ② 認証局から受け取った鍵（鍵ペア）を利用して、当該書面に署名作業（アプリケーションの指示に従った押印作業）を実施する。これが実質的意味の電子署名である。
取締役の手元にある場合はその鍵を使い、サーバなどに保管している場合は、サーバから呼び出す作業が必要となり、また、その際、PCやサーバが取締役に本人確認情報を求めるため、取締役は予め認証局から指定され、記憶しているデータ（符号）を画面から入力して、本人証明を行う必要がある（この後、PC内部では、複雑な作業が進むが、取締役らに特段の作業を求めることはない。PC内部では、電子化文書から、ハッシュ関数を利用してハッシュ値を取り出す、

そのハッシュ値に対して取締役の秘密鍵を利用して暗号化を実施し、作成された暗号を、当該電子文書に貼付けるとともに、この作業をしたものを表示する意味で当該取締役の公開鍵証明書を添付する。こうして電子化文書、秘密鍵で生成したハッシュ値の暗号化したデータ、及び公開鍵証明書の3点がまとめられ、電子署名として記録（送信）される。）。

- ③ 取締役は、自身の操作する PC から、会社、サーバ、管理者に対して、電子署名を行ったデータを更に暗号化し、あるいは所定の通信方法（VPN：Virtual Private Network バーチャルプライベート ネットワーク）等を利用して、安全に送信する。

ウ（受領者の確認行為等 署名の失効検証・署名検証）

- ① 会社事務局ないし、法務局等、電子署名を施された電子データを受領した場合、まず、その電子証明書（公開鍵証明書）が、有効期限内のものであるかを失効リスト（CRL：Certificate Revocation List）を参照して確認するか、OCSP:Online Certificate Status Protocol を利用して確認する。
- ② さらに、①の有効性が確認できた後、署名検証を行う。

署名検証者は、アプリケーションの指示に従い、検証作業を選択する。PC 内部では、送付されてきた電子化文書そのものから、受信者側 PC で新たにハッシュ関数を用いてハッシュ値を取り出し、同時に送付されてきた暗号化されたデータ（送信者側で取り出したハッシュ値）を、公開鍵を利用して復号化して、暗号文を平文に戻す。こうして、受領した電子化文書から取り出したハッシュ値と、送付者が送付時点で暗号化した電子化文書のハッシュ値を照合して、その完全一致を確認できれば、送付データと受領したデータとが完全に同一のものであり、その間に偽造がないことが確認され、署名検証が終了し、PC はその旨を表示する。

一般的には、実務上、以上の作業が想定されているが、電子署名法、会社法施行規則の電子署名の定義との関係を確認する。

電子署名法第 2 条第 1 項、及び会社法施行規則第 225 条 2 項の定める「一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。」とは、署名者、署名作業を実施した取締役が行った措置であることが確認できることという意味となり、その同一性は電子証明書：公開鍵証明書の記載から確認できることになる。従って、前記ア③、④の作業により本人確認ができることが必要となる。

さらに、同条「二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。」とは、署名検証行為によって、送付データと、受領データとの照合ができて、その間に偽造変造などの改変が行われていないことを確認できるということ、すなわち前記ウ②の署名検証ができることが必要となる。

この二つの要件が満たされることで、電子署名ということが出来る。

ただし、これはあくまでも電子署名法第2条1第項が定める基礎的な電子署名の意味であり、また、会社法施行規則が取締役会議事録等に使用する電子署名としての取り扱いができるものという意味であり、商業・法人登記に利用できるかどうかとは全く異なる。また、その電子署名（電子証明書）が、取締役会議事録等への署名以外の他の目的で利用できるかという点については、利用する対象によって求められる強度等、様々な違いがあるので注意が必要となる。

（次回は、電子署名（電子証明書）の種類とその違いについて検討する。）